

鳥取縣公報

告示

昭和二十四年十月十八日 火曜日
第二千五百五十五号

本書ノ大キサハ規定規格A5判

鳥取縣告示第五百七十号

市街地建築物法施行規則第四十八條第二項により建築物
又は建築工事臨証を次のものに交付した。

昭和二十四年十月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名	氏 名	番号	交付年月日
鳥取縣技術吏員技師	内田 貞義	一 昭二四、八、三〇	
同	西垣 四郎	二 同	
同事務吏員主事	森下 克己	三 同	
同	園 純一	四 同	
同	渡辺 八郎	五 同	
同	山崎 宏重	六 同	
同	久川 汪夫	七 同	
同事務吏員主事			

同囑託 明里 泰典 八 同
同 森岡 則一 九 同

同技術吏員技師 森本 清明 一〇 同
同事務吏員主事 森田 末輝 一一 同
同技術吏員技師 望月初太郎 一二 同

鳥取縣告示第五百七十一号

昭和二十四年六月鳥取縣告示第二九〇号の別表一に次の
ように追加し公布の日から施行し、昭和二十四年十月十
五日から適用する。

昭和二十四年十月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

乙級指定陸揚地 一出荷機関当り(自十月十五日)
の最低責任数量(至十二月三十一日)
西伯郡境町 三〇、〇〇貫

◇鳥取縣告示第五百七十二号

国民健康保険を行う次の市に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の一部変更を認可した。

昭和二十四年十月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う市 一、條例変更の認可年月日 鳥 取 市 昭和二十四年十月一日

◇鳥取縣告示第五百七十三号

国民健康保険法を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年十月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日 氣高郡勝谷村 昭和二十四年十月七日

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員告示第四十七号

教育公務員並に事務職員任用審査を次のように実施する。

昭和二十四年十月十八日

鳥 取 縣 教 育 委 員 会

- 一、日時、場所 記

昭和二十四年十月二十五日

鳥取縣庁内 教育委員會事務局教務課

同二十六日 西伯地方事務所内 教育委員會西伯支所

二、任用審査の対称者

- 1、従前の仮免許状の有資格者

並に旧制中等学校以上の學歷、資格を持ち特定教科についての自信あるもの

- 2、旧制中等学校以上の學歷を持ち学校事務官としての自信あるもの

三、任用審査の内容

- 1、人物審査
- 2、筆記審査(教育常識について)

四、提出書類

- 1、志願書
- 2、履歷書(本人自筆のもの)
- 3、最終学校最終学年成績証明書
- 5、申込場所、日時

鳥取縣庁内 教育委員會事務局教務課

西伯地方事務所内 教育委員會西伯支所

共に任用審査の前日午後五時まで

六、当日携行品

- 1、筆記用具
- 2、免許状その他これに関するもの
- 3、身体検査費用 一〇〇円
- 4、弁 当

公 告

当せん金附証票の発売に関する公告

当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)

第六條第二項の規定により次のように公告する。

昭和二十四年十月十八日

鳥 取 縣

第二回鳥取縣教育賣くじ発売要領

- 一、名 称 第二回鳥取縣教育賣くじ
- 二、発売総額 壱千貳百万円
- 三、証票金額 貳拾万円
- 四、発売期間 昭和二十四年十一月十五日から 同年十二月二十日まで
- 五、当せん金品 発売総額に対しおむね 百分の四二、五 附与 率
- 六、最高当せん 額 拾万円
- 七、発売手数料 証票金額の百分の八
- 八、当せん金品支拂(交付)手数料
- 1、当せん獎金 千円以上のもの 獎金額千分の一 百円以上のもの 同 千分の二 百円未満のもの 同 百分の二

九、受託銀行申請期限 昭和二十四年十月二十一日